

鹿児島大学法科大学院

修学の手引き

＝平成 22 年度 入学＝

鹿児島大学大学院
司法政策研究科
法曹実務専攻（専門職学位課程）

目 次

1	平成22年度司法政策研究科（法科大学院）行事予定表	1
2	司法政策研究科法曹実務専攻の設置の目的と履修課程	2
3	授業科目・教育方法・配当年次・単位	4
4	履修の手引き	7
5	除籍・単位の無効・退学勧告等について	9
6	司法政策研究科規則	10
7	進級要件に係る申合せ	14
8	成績評価について	15
9	成績評価等に関する申合せ	16
10	学生の授業への出席に関する申合せ	17
11	学生の成績等開示及び異議申立てに関する規則	18
12	試験答案等の取扱いに関する申合せ	24
13	最終試験に関する細則	25
14	法学既修者の単位認定に関する申合せ	26
15	9月修了の修了認定科目に関する申合せ	27
16	学資金返還免除候補者選考規則	28
17	法務学修生に関する要項	29

1 平成22年度司法政策研究科（法科大学院）行事予定表

	事 項	日 程
1	新入生オリエンテーション	3月30日（火）・31日（水）
2	前期授業開始	4月 1日（木）
3	前期履修登録期間（新入生）	4月 1日（木）～ 4月 5日（月）
4	入学式	4月 7日（水）
5	前期履修登録 変更受付	4月12日（月）～ 4月13日（火）
6	前期授業終了	7月21日（水）
7	前期末試験期間	7月27日（火）～ 8月 3日（火）
8	夏季休業期間	8月 4日（水）～ 9月30日（木）
9	集中講義期間Ⅰ	8月 4日（水）～ 9月30日（木）
10	前期末試験成績発表	8月20日（金）
11	前期末再試験・追試験期間	8月23日（月）～ 8月25日（水）
12	前期末再試験・追試験成績発表	8月31日（火）
13	最終試験	9月 2日（木）～ 9月 3日（金）
14	後期履修登録期間	9月15日（水）～ 9月17日（金）
15	9月修了式	9月30日（木）
16	後期授業開始	10月 1日（木）
17	後期履修登録 変更受付	10月 5日（火）～10月 8日（金）
18	大学祭	11月12日（金）午後～11月16日（火）予定
19	鹿児島大学記念日	11月15日（月）
20	冬季休業期間	12月28日（火）～ 1月 3日（月）
21	後期授業終了	1月27日（木）
22	後期末試験期間	2月 1日（火）～ 2月 8日（火）
23	集中講義期間Ⅱ	2月 9日（水）～ 3月31日（木）
24	後期末試験成績発表	2月18日（金）
25	後期末再試験・追試験期間	2月21日（月）～ 2月23日（水）
26	後期末再試験・追試験成績発表	2月28日（月）
27	最終試験	3月 1日（火）～ 3月 3日（木）
28	平成23年度前期履修登録期間（在学生）	3月16日（水）～ 3月18日（金）
29	修了式	3月25日（金）

2 司法政策研究科法曹実務専攻（鹿児島大学法科大学院）

設置の目的と履修課程

（１）設置の目的

鹿児島大学法科大学院の目的は、これからの司法の在り方を構想、実現してゆく活動的な法曹を養成することと、地域社会における法の役割の拡大に対応することである。司法過疎と呼ばれる地域に位置する法科大学院として、法曹養成という教育活動に、南九州の法曹や隣接職の活動と市民生活・行政活動・企業活動とを有機的に結びつけ、地域の司法基盤の強化に貢献することも重要な使命である。鹿児島大学法科大学院は、この理念の下で法曹養成を行うことによって、全国のさまざまな地域において指導的な地位に立つ法曹を養成することを目標とする。

（２）鹿児島大学法科大学院が養成しようとする法曹像

鹿児島大学法科大学院が養成しようとする法曹は、これからの司法のあり方や法曹集団としての活動のあり方を検討・提案して実現することができる法曹である。それを起点として、新しい地域社会の構築に法的側面から積極的に取り組むことや、司法制度と市民生活・行政活動・経済活動を架橋することなど、自発的に社会に働きかける活動的な法曹となることが期待される。

地域社会の実情はもちろん、そこで果たしている司法制度や隣接職を含む法律実務家の役割の実態を把握し、これからの司法のあり方や法曹集団としての活動のあり方を検討・提案して実現する法曹、言い換えると司法自体のあり方を構想・提案・実現する「司法政策」に取り組むことのできる法曹を生み出すということである。

（３）履修課程の考え方

1年次に「法情報論」で法情報リテラシーを鍛えて新しい時代の法曹としての基礎を確立し、2年次の必修科目「リーガルクリニックA」で、鹿児島大学屋久島フィールドステーションを拠点とする実習を行ない、司法政策を担う法曹としての基本認識を涵養する。これらの経験を機軸として、法律基本科目等の履修を進め、それぞれの専門を深めるのが、カリキュラムの骨組みである。

法律基本科目群に属する科目は、基本的な知識を確固たるものとする目的を持つ講義系の科目、その応用力等を培うことを目的とする「問題演習」、さらにそれらを分野横断的に扱う「総合問題演習」と、三段階で螺旋状に高度化することを念頭に置いて配置している。このことにより、重要な論点を繰り返し取り上げ、体系的な知識を修得し、応

用実践力を身につける。

これと合わせて、基礎法学・隣接科目によって法そのものに対する認識を深め、展開・先端科目によって学生自らの専門性を高めてゆく足場を提供し、実務基礎科目では実務家と研究者教員が共同する科目や民事・刑事の裁判実習など実務家によって担当される科目によって、理論から実務へのスムーズな架橋を図る。

3 授業科目・教育方法・配当年次・単位

科目群	授 業 科 目 名	教育方法	配当年次	単位数	
				必修	選択
法・基	憲法 A	講 義	1 年前期	2	
法・基	憲法 B	講 義	1 年後期	2	
法・基	行政法 A	講 義	1 年後期	2	
法・基	行政法 B	講 義	2 年前期	2	
法・基	憲法問題演習 A	演 習	2 年前期	2	
法・基	憲法問題演習 B	演 習	2 年後期		2
法・基	行政法問題演習 A	演 習	2 年後期	2	
法・基	行政法問題演習 B	演 習	3 年前期		2
法・基	公法総合問題演習 A	演 習	3 年前期	2	
法・基	公法総合問題演習 B	演 習	3 年後期	2	
法・基	民法 A	講 義	1 年前期	2	
法・基	民法 B	講 義	1 年前期	3	
法・基	民法 C	講 義	1 年後期	2	
法・基	民法 D	講 義	1 年後期	2	
法・基	民法 E	講 義	1 年後期	2	
法・基	商法 A	講 義	1 年後期	2	
法・基	商法 B	講 義	2 年前期	2	
法・基	民事訴訟法 A	講 義	1 年前期	3	
法・基	民事訴訟法 B	講 義	1 年後期	2	
法・基	民法問題演習 A	演 習	2 年前期	2	
法・基	民法問題演習 B	演 習	2 年後期		2
法・基	民法問題演習 C	演 習	2 年後期		2
法・基	商法問題演習 A	演 習	2 年後期	2	
法・基	商法問題演習 B	演 習	3 年前期		2
法・基	民事訴訟法問題演習	演 習	2 年前期	2	
法・基	民事法総合問題演習 A	演 習	3 年前期	2	
法・基	民事法総合問題演習 B	演 習	3 年後期	2	
法・基	刑法 A	講 義	1 年後期	2	
法・基	刑法 B	講 義	1 年前期	3	
法・基	刑事訴訟法 A	講 義	1 年前期	3	
法・基	刑事訴訟法 B	講 義	1 年後期	2	
法・基	刑法問題演習 A	演 習	2 年前期	2	
法・基	刑法問題演習 B	演 習	2 年後期		2
法・基	刑事訴訟法問題演習	演 習	2 年後期	2	
法・基	刑事法総合問題演習 A	演 習	3 年前期	2	
法・基	刑事法総合問題演習 B	演 習	3 年後期	2	
実 務	法情報論	演 習	1 年前期	2	

*1

*1

*2

*2

*3

*3

実 務	法曹倫理	講 義	3 年前期	2		
実 務	民事訴訟実務の基礎 A	演 習	2 年後期	2		
実 務	民事訴訟実務の基礎 B	演 習	3 年後期	2		
実 務	刑事訴訟実務の基礎	演 習	2 年前期	2		
実 務	民事模擬裁判	実 習	3 年前期	2		*4
実 務	刑事模擬裁判	実 習	2 年後期	2		*4
実 務	リーガルクリニック A (法曹倫理入門を含む)	実 習	2 年集中	2		
実 務	リーガルクリニック B	実 習	2 年集中		2	
実 務	エクスターンシップ	実 習	2 年集中		2	
実 務	司法文書実務	演 習	3 年前期		2	
基・隣	法理学	講 義	1 年前期		2	
基・隣	司法政策論	講 義	1 年前期		2	
基・隣	法社会学	講 義	1 年後期		2	
基・隣	日本法制史	講 義	2 年前期		2	
基・隣	法制史	講 義	2 年集中		2	
基・隣	外国法	講 義	2 年後期		2	
基・隣	政治学	講 義	1 年前期		2	
基・隣	政治史	講 義	1 年後期		2	
展 開	民事執行・保全法	専・演	2 年後期		2	
展 開	倒産法	専・演	2 年後期		2	
展 開	倒産法問題演習	専・演	3 年前期		2	
展 開	知的財産法	専・演	2 年後期		2	
展 開	知的財産法問題演習	専・演	3 年前期		2	
展 開	租税法	専・演	3 年前期		2	
展 開	租税法問題演習	専・演	3 年後期		2	
展 開	労働法	専・演	2 年後期		2	
展 開	労働法問題演習	専・演	3 年前期		2	
展 開	国際法	専・演	3 年前期		2	
展 開	国際私法	専・演	3 年前期		2	
展 開	経済法	専・演	3 年前期		2	
展 開	環境法	専・演	3 年集中		2	
展 開	社会保障法	専・演	3 年前期		2	
展 開	刑事処遇論	専・演	3 年集中		2	
展 開	契約実務	専・演	3 年後期		2	
展 開	民事救済法特論	専・演	3 年集中		2	
展 開	インターネットと法	専・演	3 年前期		2	
展 開	商業登記法問題演習	専・演	2 年後期		2	
展 開	不動産登記法問題演習	専・演	2 年前期		2	
展 開	少子高齢社会と法	専・演	2 年集中		2	
展 開	自治体法政策問題演習	専・演	3 年前期		2	

展 開	公共政策法務	専・演	2年後期		2
展 開	法医学	専・演	3年前期		2
展 開	法律学総合特別演習	専・演			2
単位数合計				72	92
1 全ての必修科目を修得すること。 2 選択科目から28単位以上を修得すること。 平成21年度以前に入学した者が64単位を超えて必修科目を修得した場合、超過した単位数は、修了判定に関して、修得した選択科目（法律基本科目）の単位数に算入する。 3 基礎法学・隣接科目群から4単位以上を修得し、かつ、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群から合計33単位以上を修得すること。 4 法律学総合特別演習については、講義内容が異なる場合2単位を超えて修得することができる。 5 公法総合問題演習A・B、民事法総合問題演習A・B及び刑事法総合問題演習A・Bにあっては、A又はBの授業科目のうちから各1科目計6単位を必修科目として修得し、かつ民事模擬裁判及び刑事模擬裁判のうちから1科目2単位、合計8単位を必修科目として修得すること。なお、修得した総合問題演習科目及び模擬裁判科目のうち、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。					

注1：教育内容の分類

法・基 法律基本科目群

実 務 実務基礎科目群

基・隣 基礎法学・隣接科目群

展 開 展開・先端科目群

注2：教育方法の分類

講 義 基礎的な内容を講義形式で扱う科目

演 習 基礎知識の応用やより高度な内容を演習形式で扱う科目

専・演 専門性の高い分野を講義・演習形式で扱う科目

実 習 実習を主とする科目

注3：このほか、学生が熊本大学法科大学院が開講する「エクスターンシップ」「医療と法」を受講した場合、「エクスターンシップ」（2単位）を実務基礎科目群、「医療と法」（各2単位）を展開・先端科目群として、単位互換によって認定する。

注4：必修科目の選択

*1 公法総合問題演習A又はBから一つを選択し、必修科目として修得すること。

A及びBを修得した場合は、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。

*2 民事法総合問題演習A又はBから一つを選択し、必修科目として修得すること。

A及びBを修得した場合は、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。

*3 刑事法総合問題演習A又はBから一つを選択し、必修科目として修得すること。

A及びBを修得した場合は、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。

*4 民事模擬裁判又は刑事模擬裁判から一つを選択し、必修科目として修得すること。

両科目を修得した場合は、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。

4 履修の手引き

(1) 修了要件

本専攻の修了には、本専攻に3年以上在籍し、全ての必修科目と、選択科目28単位以上の合計100単位以上を修得し、最終試験に合格しなければならない。

また、法学既修者は、本専攻に2年以上在籍し、法学既修者認定試験により単位認定された科目を含め、全ての必修科目と、選択科目28単位以上の合計100単位以上を修得し、最終試験に合格しなければならない。

上記の修得単位には、基礎法学・隣接科目群からの4単位以上が含まれており、かつ、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群からの合計33単位以上が含まれていなければならない。

(2) 履修上の注意

①履修制限

履修登録は、1年次で40単位、2年次及び3年次で36単位を超えることはできない。

②進級制度

学生は、1年次は年間28単位以上、2年次は年間24単位以上を取得し、かつ一定のGPAを取得しなければ進級できず、次学年に配当される科目を履修できない。また、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

*詳細は、「5 除籍・単位の無効・退学勧告について」および「7 鹿児島大学大学院司法政策研究科の進級要件に係る申合せ」を参照のこと。

③修得単位の無効

進級できなかった場合、原則として当該学年で修得した単位は無効となる。

*詳細は、「5 除籍・単位の無効・退学勧告について」を参照のこと。

④欠席の取り扱い

各授業科目につき、1学期15回の授業科目については3回、28回の授業科目については4回、30回の授業科目については5回、45回の授業科目については7回を超えて欠席した場合は、当該授業科目の単位を認定しない。

*詳細は、「10 鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の授業への出席に関する申合せ」を参照のこと。

⑤単位互換制度

本研究科の定めるところに従い、単位互換制度を利用することができる。

(3) 成績評価

①成績評価

成績評価についてはA+、A、B、CおよびFの標語で表し、A+、A、BおよびCは合格とし、Fは不合格とする。

②成績評価基準

成績の評価および GPA 評点は、以下の通りとする。

	評 価	評 点	GPA 評点	備 考
合 格	A +	100－90 点	4.0	特に優れた成績を示した者
	A	89－80 点	3.0	優れた成績を示した者
	B	79－70 点	2.0	良好な成績を示した者
	C	69－60 点	1.0	合格と認められる最低限度の成績を示した者
不合格	F	59 点以下	0	

*履修登録を行った科目について、学期途中での履修の撤回は認められない。授業への出席や期末試験の受験を放棄した場合であっても、F(不合格)として評価され、進級要件としての GPA を算出する際の対象に含まれることになる。

③採点答案開示制度

学生は、当該試験成績の発表の後、次学期の開始前まで当該科目の担当教員に対して自ら成績についての確認とその評価の理由についての説明を求めることができる。さらに、その制度的な保証として、研究科内に設置される教育活動点検評価委員会に対し採点答案や評価の対象となった小テストやレポート類等、学生自身が教員に提出した関係資料の開示を求めることができる。

*詳細は、「1 1 研究科定期試験答案の開示に関する申し合わせ」を参照のこと。

④成績評価および修了認定に対して異議申立制度

学生は、各科目の成績評価に不服がある場合、書面により不服の理由を明らかにして、教育活動点検評価委員会に対し、成績評価に係る異議を申し立てることができる。学生は、修了認定に不服がある場合、書面により不服の理由を明らかにして、研究科長に対し、修了認定に係る異議を申し立てることができる。

*詳細は、「1 2 研究科成績及び最終試験に対する異議申立細則」を参照のこと。

(4) 履修指導

①担任制

クラス分けの上、各クラスに担任をおき、所定の時間を設けて履修上の指導・助言を行う。

②G P A

履修の指導・助言においては、全体として履修の状況を把握するため G P A を参照する。

③オフィス・アワー

各教科の教員は、オフィス・アワーとして所定の時間を指定して各科目の学修内容に関する指導・助言を行う。

5 除籍・単位の無効・退学勧告について

鹿児島大学法科大学院では、学修上の指導の観点から、除籍・単位の無効・退学勧告の制度を設けている。

(1) 除籍

学生は、同一学年に2年を超えて在学することはできない（研究科規則6条2項本文）。この場合、第37条第1号の規定により教授会の議を経て、学長が除籍する。休学期間は、原則として、この2年の在学期間に含まれるが、教授会がやむを得ないと認めた理由による休学の場合の休学期間は、この2年に算入しない（研究科規則6条2項但書）。ただし、この場合にも、標準修業年限の2倍の年数を超えて在学することはできない（研究科規則6条4項）。

この規定により除籍の対象となるのは、下記の通りである（法学既修者については、ケース2・3・6の2年次以降を参照すること）。

○＝進級要件充足 ×＝進級要件不充足

ケース	1年次	2年次	3年次	
1	× ×			除籍：2年間在学
2	○	× ×		除籍：3年間在学
3	○	○	× ×	除籍：4年間在学
4	× ○	× ×		除籍：4年間在学
5	× ○	○	× ×	除籍：5年間在学
6	○	× ○	× ×	除籍：5年間在学
7	× ○	× ○	× ×	除籍：6年間在学

(2) 単位の無効

学生は、年間24単位を修得し、かつ一定のGPAを取得しなければ進級できず、次学年に配当される科目を履修できない。この場合、当該学年で認定された単位は無効とする（研究科規則7条第1項但書）。ただし、この取得単位の没収に関する規則は、3年次生には適用されず、また、1、2年次生であっても、①病気など長期療養を理由として休学した場合、②年間24単位を修得したが一定のGPAを取得できずに留年した場合には適用しない（研究科規則7条1項但書および鹿児島大学大学院司法政策研究科の進級要件に係る申合せ4（4））。

(3) 退学勧告

研究科長は、進級できない学生に対し、教育上の指導として退学を勧告することができる（研究科規則12条1項）。

平成16年4月1日
司研規則第1号

(趣旨)

第1条 鹿児島大学大学院司法政策研究科（以下「本研究科」という。）における入学、学修、試験、課程修了その他必要な事項は、鹿児島大学大学院学則（平成16年規則第87号。以下「大学院学則」という。）及び鹿児島大学学位規則（平成16年規則第117号）に定めるもののほか、この規則による。

(目的)

第1条の2 本研究科は、法曹としての基本的な素養を具備することはもとより、これからの社会において、司法のあり方や法曹集団のあるべき姿の実現に寄与できる人材を養成することを目的とし、地域社会における司法制度の役割の強化に貢献することを目指す。

(入学者選抜)

第2条 入学者の選抜方法、時期等については、学生募集要項によるものとする。

2 前項の学生募集要項は、別に定める。

(授業科目、単位及び履修方法)

第3条 本研究科の専攻における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に開講する授業科目は、その都度、本研究科教授会（以下「教授会」という。）においてこれを定める。

3 授業科目、授業時間数、単位及び授業担当教員の氏名は、各学年又は各学期の始めに公示する。

4 大学院学則第47条で準用される鹿児島大学学則第38条第3項及び第4項の規定により、講義、演習、実験、実習若しくはこれらの併用により行う授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

(他大学の大学院における授業科目の履修等)

第4条 大学院学則第21条の規定により、他大学の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目の修得単位については、37単位を限度として前条に定める授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第4条の2 大学院学則第24条の規定により、入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本研究科において修得した単位以外のものについては前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（専門職大学院設置基準第21条第1項ただし書きの規定により30単位を超えてみなす7単位を除く。）を限度として第3条に定める授業科目の履修により修得しものとみなすことができる。

3 修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(法学既修者)

第4条の3 本研究科の課程において必要とする法学の基礎的な学識を有すると教授会が認めた者（以下「法学既修者」という。）については、34単位を上限に所定の単位を修得したものとみなす。

2 法学既修者の認定に関し、必要な事項は、別に定める。

3 法学既修者については、本研究科に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目の修得単位に関する限り、前条の規定は適用しない。

(履修科目の登録)

第5条 学生は、各学年又は各学期の始めに、履修しようとする科目を所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

2 前項の履修科目の登録は、1年次で40単位、2年次及び3年次で36単位を超えることはできない。

(進級要件及び在学期間)

第6条 本研究科の学生は、1年次28単位以上、2年次24単位以上の年間必要単位を修得するとともに、進級要件を満たさなければ進級できず、次学年に配当される科目を履修できない。

2 学生は、同一学年に2年を超えて在学することはできない。ただし、第9条で定める最終試験が不合格となった場合及び教授会がやむを得ないと認めた場合には、在学期間を延長することができる。

3 教授会がやむを得ないと認めた理由による休学の場合の休学期間は、この2年に算入しない。

4 前項による休学者が学期途中で休学した場合の在学期間は、教授会において決定する。

5 前3項の場合であっても、標準修業年限の2倍の年数を超えて在籍することはできない。

(単位の認定)

第7条 授業科目を履修した者には、学力試験（以下「試験」という。）及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。ただし、前条第1項に該当する場合、当該学年で認定された単位は無効とする。

2 前項の認定は、A+、A、B、C及びFの評語をもって表わし、A+、A、B及びCは合格とし、Fは不合格とする。なお、病気など長期療養を理由とする休学の場合は、この限りではない。

(試験)

第8条 試験は、授業科目の筆記試験、口頭試験又は研究報告とし、授業の終了する学期末又は学年末に行う。

2 学生は病気、忌引その他やむを得ない事情のため試験を受けることができなかった場合には、教授会の承認を得て追試験を受けることができる。

3 試験において合格に達しなかった学生については、授業担当教員が履修上必要と判断した場合には教授会の承認を得て再試験を行うことがある。この場合における成績評価はCとする。

(課程修了)

第9条 本研究科の課程を修了しようとする者は、法科大学院の課程に3年以上在籍し、別表に掲げる授業科目を、本研究科が指定する方法で100単位以上修得し、最終試験に合格しなければならない。

2 第4条の3の規定により法学既修者の認定を受けた者は、本研究科の第1年次に在学したものとみなし、この課程に2年以上在学し、別表に掲げる授業科目を、本研究科が指定する方法で100単位以上（第4条の3第1項により、修得したものとみなされた単位を含む。）修得すれば足りるものとする。

(再入学)

第10条 本研究科を退学した者（大学院学則第37条第5号の規定により除籍された者を含む。以下この条において同じ。）で、その次年度より2年以内に再入学を志願する者があるときは、研究科教授会で選考の上、再入学を許可することができる。

2 修業年限は、退学前の在学期間を通算する。

3 修得する単位数には、第6条第1項の進級要件を満たした限りにおいて、退学前の既修得科目の単位数を通算する。

(法令の遵守等)

第11条 授業（実習等を含む。以下本条において同じ。）において関係法令を遵守し、授業で知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

(退学勧告及び除籍)

第12条 研究科長は、第6条第1項により進級できない学生に対し、教育上の指導として退学を勧告することができる。

2 第6条第2項に該当する学生は、大学院学則第37条第1号の規定により教授会の議を経て、学長が除籍する。

(法務学修生)

第13条 本研究科を修了した者で、さらに本研究科修了後司法試験のため、本学の学修環境の下で自主学修を希望する者があるときは、大学院学則第44条の2第1項の規定により、選考の上法務学修生として在籍を許可することができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年7月12日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日前日において、在学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年2月13日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 平成18年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年6月11日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年9月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に本研究科に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成21年3月13日から施行し、平成21年3月1日から適用する。ただし、改正後の第3条別表の規定は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日までに履修済の科目については、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成21年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年3月10日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年 月 日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 平成22年3月31日に本研究科に在学する者については、改正後の第6条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成22年3月31日に本研究科に在学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、商法問題演習A、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、倒産法A・B及び知的財産法A・Bの科目は、なお従前の例による。

別表（第3条、第9条関係）

授業科目等	科目群	単位数		授業科目等	科目群	単位数		備考
		必修	選択			必修	選択	
憲法A	法律基本科目	2		刑事訴訟実務の基礎	実務基礎科目	2		1 全ての必修科目を修得すること。
憲法B	法律基本科目	2		民事模擬裁判	実務基礎科目	2		
行政法A	法律基本科目	2		刑事模擬裁判	実務基礎科目	2		
行政法B	法律基本科目	2		リーガルクリニックA (法曹倫理入門を含む)	実務基礎科目	2		2 選択科目から28単位以上を修得すること。 平成21年度以前に入学した者が64単位を超えて必修科目を修得した場合、超過した単位数は、修了判定に関し、修得した選択科目（法律基本科目）の単位数に算入する。
憲法問題演習A	法律基本科目	2		リーガルクリニックB	実務基礎科目		2	
憲法問題演習B	法律基本科目		2	エクスターンシップ	実務基礎科目		2	
行政法問題演習A	法律基本科目	2		司法文書実務	実務基礎科目		2	3 基礎法学・隣接科目群から4単位以上を修得し、かつ、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群から合計33単位以上を修得すること。
行政法問題演習B	法律基本科目		2	法理学	基礎法学・隣接科目		2	
公法総合問題演習A	法律基本科目	2		司法政策論	基礎法学・隣接科目		2	
公法総合問題演習B	法律基本科目	2		法社会学	基礎法学・隣接科目		2	4 法律学総合特別演習については、講義内容が異なる場合2単位を超えて修得することができる。
民法A	法律基本科目	2		法制史	基礎法学・隣接科目		2	
民法B	法律基本科目	3		日本法制史	基礎法学・隣接科目		2	
民法C	法律基本科目	2		外国法	基礎法学・隣接科目		2	5 公法総合問題演習A・B、民事法総合問題演習A・B及び刑事法総合問題演習A・Bにあつては、A又はBの授業科目のうちから各1科目計6単位を必修科目として修得し、かつ民事模擬裁判及び刑事模擬裁判のうちから1科目2単位、合計8単位を必修科目として修得すること。なお、修得した総合問題演習科目及び模擬裁判科目のうち、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。
民法D	法律基本科目	2		政治学	基礎法学・隣接科目		2	
民法E	法律基本科目	2		政治史	基礎法学・隣接科目		2	
商法A	法律基本科目	2		民事執行・保全法	展開・先端科目		2	6 民法総合問題演習A・B、民事法総合問題演習A・B及び刑事法総合問題演習A・Bにあつては、A又はBの授業科目のうちから各1科目計6単位を必修科目として修得し、かつ民事模擬裁判及び刑事模擬裁判のうちから1科目2単位、合計8単位を必修科目として修得すること。なお、修得した総合問題演習科目及び模擬裁判科目のうち、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。
商法B	法律基本科目	2		倒産法	展開・先端科目		2	
民事訴訟法A	法律基本科目	3		倒産法問題演習	展開・先端科目		2	
民事訴訟法B	法律基本科目	2		知的財産法	展開・先端科目		2	7 民法総合問題演習A・B、民事法総合問題演習A・B及び刑事法総合問題演習A・Bにあつては、A又はBの授業科目のうちから各1科目計6単位を必修科目として修得し、かつ民事模擬裁判及び刑事模擬裁判のうちから1科目2単位、合計8単位を必修科目として修得すること。なお、修得した総合問題演習科目及び模擬裁判科目のうち、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。
民法問題演習A	法律基本科目	2		知的財産法問題演習	展開・先端科目		2	
民法問題演習B	法律基本科目		2	租税法	展開・先端科目		2	
民法問題演習C	法律基本科目		2	租税法問題演習	展開・先端科目		2	8 民法総合問題演習A・B、民事法総合問題演習A・B及び刑事法総合問題演習A・Bにあつては、A又はBの授業科目のうちから各1科目計6単位を必修科目として修得し、かつ民事模擬裁判及び刑事模擬裁判のうちから1科目2単位、合計8単位を必修科目として修得すること。なお、修得した総合問題演習科目及び模擬裁判科目のうち、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。
商法問題演習A	法律基本科目	2		労働法	展開・先端科目		2	
商法問題演習B	法律基本科目		2	労働法問題演習	展開・先端科目		2	
民事訴訟法問題演習	法律基本科目	2		国際法	展開・先端科目		2	9 民法総合問題演習A・B、民事法総合問題演習A・B及び刑事法総合問題演習A・Bにあつては、A又はBの授業科目のうちから各1科目計6単位を必修科目として修得し、かつ民事模擬裁判及び刑事模擬裁判のうちから1科目2単位、合計8単位を必修科目として修得すること。なお、修得した総合問題演習科目及び模擬裁判科目のうち、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。
民事法総合問題演習A	法律基本科目	2		国際私法	展開・先端科目		2	
民事法総合問題演習B	法律基本科目	2		経済法	展開・先端科目		2	
刑法A	法律基本科目	2		環境法	展開・先端科目		2	10 民法総合問題演習A・B、民事法総合問題演習A・B及び刑事法総合問題演習A・Bにあつては、A又はBの授業科目のうちから各1科目計6単位を必修科目として修得し、かつ民事模擬裁判及び刑事模擬裁判のうちから1科目2単位、合計8単位を必修科目として修得すること。なお、修得した総合問題演習科目及び模擬裁判科目のうち、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。
刑法B	法律基本科目	3		社会保障法	展開・先端科目		2	
刑事訴訟法A	法律基本科目	3		刑事処遇論	展開・先端科目		2	
刑事訴訟法B	法律基本科目	2		契約実務	展開・先端科目		2	11 民法総合問題演習A・B、民事法総合問題演習A・B及び刑事法総合問題演習A・Bにあつては、A又はBの授業科目のうちから各1科目計6単位を必修科目として修得し、かつ民事模擬裁判及び刑事模擬裁判のうちから1科目2単位、合計8単位を必修科目として修得すること。なお、修得した総合問題演習科目及び模擬裁判科目のうち、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。
刑法問題演習A	法律基本科目	2		民事救済法特論	展開・先端科目		2	
刑法問題演習B	法律基本科目		2	インターネットと法	展開・先端科目		2	
刑事訴訟法問題演習	法律基本科目	2		商業登記法問題演習	展開・先端科目		2	12 民法総合問題演習A・B、民事法総合問題演習A・B及び刑事法総合問題演習A・Bにあつては、A又はBの授業科目のうちから各1科目計6単位を必修科目として修得し、かつ民事模擬裁判及び刑事模擬裁判のうちから1科目2単位、合計8単位を必修科目として修得すること。なお、修得した総合問題演習科目及び模擬裁判科目のうち、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。
刑事法総合問題演習A	法律基本科目	2		不動産登記法問題演習	展開・先端科目		2	
刑事法総合問題演習B	法律基本科目	2		少子高齢社会と法	展開・先端科目		2	
法情報論	法律基本科目	2		自治体法政策問題演習	展開・先端科目		2	13 民法総合問題演習A・B、民事法総合問題演習A・B及び刑事法総合問題演習A・Bにあつては、A又はBの授業科目のうちから各1科目計6単位を必修科目として修得し、かつ民事模擬裁判及び刑事模擬裁判のうちから1科目2単位、合計8単位を必修科目として修得すること。なお、修得した総合問題演習科目及び模擬裁判科目のうち、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。
法曹倫理	実務基礎科目	2		法医学	展開・先端科目		2	
民事訴訟実務の基礎A	実務基礎科目	2		公共政策法務	展開・先端科目		2	
民事訴訟実務の基礎B	実務基礎科目	2		法律学総合特別演習	展開・先端科目		2	14 民法総合問題演習A・B、民事法総合問題演習A・B及び刑事法総合問題演習A・Bにあつては、A又はBの授業科目のうちから各1科目計6単位を必修科目として修得し、かつ民事模擬裁判及び刑事模擬裁判のうちから1科目2単位、合計8単位を必修科目として修得すること。なお、修得した総合問題演習科目及び模擬裁判科目のうち、必修科目として認定されない科目は、選択科目として認定する。

7 鹿児島大学大学院司法政策研究科の進級要件に係る申合せ

平成21年1月14日
教授会決定

この申合せは、鹿児島大学大学院司法政策研究科規則（平成16年司研規則第1号）第6条第1項に規定する進級要件に関し、必要な事項を定める。

1. 進級要件

本研究科の学生は、年間24単位以上を修得するとともに、定められたGPAを満たすことを進級要件とする。

2. GPA計算式

GPA計算式は次のとおりとする。

$$\text{GPA} = \frac{\text{A取得単位数} \times 4.0 + \text{A取得単位数} \times 3.0 + \text{B取得単位数} \times 2.0 + \text{C取得単位数} \times 1.0 + \text{F取得単位数} \times 0}{\text{総履修登録単位数}}$$

GPAは小数第3位で四捨五入する。

3. 進級要件となるGPA数値

進級要件となるGPAは、1.70以上とする。

4. 留年次の履修科目

- (1) 前年度に履修登録した科目を再履修することができる。既に修得した科目を再履修した場合、当該科目の成績評価は再履修時の成績評価に置き換える。ただし、既に修得した科目を再履修により修得しても、修得単位数には追加しない。
- (2) 前年度に履修登録していない科目のうち、留年次に配当される科目を履修することができる。
- (3) 留年次の履修科目の登録は、36単位を上限とする。
- (4) GPAにより留年した場合、前年度に修得した単位は没収しない。

5. 留年次のGPA計算

- (1) 留年次の総履修登録単位数は、「①前年度履修科目（再履修しなかった科目）の単位数＋②再履修科目の単位数＋③留年時に新たに履修した科目の単位数」とする。
- (2) 留年次の科目GPの総和は、前年度履修科目（再履修しなかった科目）の成績評価、再履修科目の成績評価、留年次に新たに履修した科目の成績評価を対象とする。

6. 留年次の進級要件

留年次の進級要件は、留年次のGPA1.70以上とする。

7. GPAの通知

- (1) 学生には、学期毎にGPA通知書を交付する。
- (2) 成績証明書には、再履修後の成績評価のみを記載し、再履修前の成績評価は記載しない。

8. その他

この申合せは、平成21年度以降の入学生から適用する。

8 成績評価について

各科目の成績評価は、各科目毎に設定された学修目標の到達度を基準として行われる。

各科目の学修目標は、「法律専門職としての職業的使命感・責任感，法曹倫理と，法律専門職に必要とされる，基礎的法知識および専門的法知識の体系的理解，法的思考能力，批判的検討能力，創造的思考能力，法的分析能力，法的議論の能力を涵養する。」とする法科大学院全体の学修目標を前提に，当該科目の教育課程上の位置づけに応じて段階的に身につけるものとして，各科目毎に設定される。

成績評価は，シラバス（冊子）の「1 授業の目標」に示される各科目毎の到達度を，期末試験及び授業中の評価（小テスト，レポート等を含む）により，以下の5段階の評価区分により判定し，合格については，A＋，A，B，Cを合格，Fを不合格とする。合格と不合格の評価は絶対評価で判断する。

【合格】

A＋：100－90 点 ：特に優れた成績を示した者

（受講者の若干名に付けことができる。）

趣旨：当該科目の学修目標を全て高い水準で充足している。

A ：89－80 点 ：優れた成績を示した者

（Aの取得者数にA＋の取得者数を加えた人数は，20％を超えないものとする。）

趣旨：当該科目の学修目標を全て充足している。

B ：79－70 点 ：良好な成績を示した者

趣旨：当該科目の学修目標を概ね充足している。

C ：69－60 点 ：合格と認められる最低限度の成績を示した者

趣旨：当該科目の学修目標を最低限充足している。

【不合格】

F ：59 点以下 ：当該科目の学修目標に到達していない。

9 成績評価等に関する申合せ

平成 20 年 12 月 10 日
教 授 会 決 定

学生の学修の成果に係る評価にあたっては、学生に対してその成績評価基準をあらかじめ明示したうえで、当該基準に従い厳格かつ公正に行っているが、この趣旨を一層徹底させるために、次のとおり申合せ。

1 成績の考慮要素

- (1) 授業科目の成績評価は、多元的かつ厳正に行うこととし、その評価手段としては、定期試験、授業における発言（授業への参加度）、課題レポート及び小テストなどを組み合わせて総合的に評価することとする。
- (2) どの授業科目においても、授業における発言は必ず考慮要素とする。
- (3) 授業へ出席していることのみでは、加点要素としないこととする。

2 成績評価の考慮要素のシラバスへの記載

各授業科目の成績評価の考慮要素は、シラバス（冊子体及び電子シラバス）に記載して事前に学生に明示する。各考慮要素の比重・割合についても明示する。

3 成績評価については、絶対評価と相対評価とを組み合わせで行う（各考慮要素の総合点が 80 点以上 89 点の者を A 評価として、A +（90 点以上）の取得者数を加えた人数は、20 % を超えないことを原則とする。）。

ただし、授業科目の性質上、これにより難しい場合には、教育活動点検評価委員会（以下、「FD 委員会」という。）が当該授業科目の成績評価が厳格になされていることを確認したうえで、例外を認めることができるものとする。

4 再試験の実施

原則として、再試験は実施しない。ただし、教育活動点検評価委員会が当該授業科目の授業内容及び成績評価方法を点検した上で、再試験の実施を認めることができるものとする。

なお、再試験の内容及び評価基準は、定期試験と同様とする。

5 答案の取扱い

- (1) 定期試験の答案は、各教員が採点したものを専門職大学院係に提出する。
- (2) 答案の採点において、作業手続き上各教員が複写に採点した場合にあっては、原本と複写の両方を専門職大学院係に提出する。
- (3) 定期試験の答案は、原則として専門職大学院係で複写の上、写しを学生に返却する。
- (4) 学生に返却する答案は、採点作業がなされたものとする。

6 その他

- (1) この申合せは、兼任教員及び兼任教員にも十分な説明の上、了解を得るものとする。
- (2) この申合せの制定・改正に伴い、鹿児島大学法科大学院『修学の手引き』の「8 成績評価について」は、表記等を改めるものとする。

10 鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の授業への出席に関する申合せ

平成17年10月26日
教授会決定

この申合せは、鹿児島大学大学院司法政策研究科規則（平成16年司研規則第1号）第7条の規定に基づき、授業科目を履修した学生の出席の取扱いに関し、必要な事項を定める。

1. 授業への出席の確認

各授業においては、毎時間ごとに、授業時間の開始の時点で学生の出席状況を確認するものとする。

2. 座席指定制

各授業においては、学生の座席を初回の授業開始時までに指定する。
座席の指定については、指定座席表を作成する。

3. 出席確認の方法

各授業科目の担当教員は、指定座席表に基づいて、毎授業時間ごとに学生の出席状況を確認し、この指定座席表に記載する。ただし、当該授業科目の履修予定者の数が少なく、出席状況の確認が容易であるなど特段の事情がある場合、担当教員の判断により前記の方法によることなく、任意の方法で出席状況の確認をすることができる。

4. 欠席

各授業科目につき、1学期15回の授業科目については3回、30回の授業科目については5回、45回の授業科目については7回を超えて欠席した場合は、当該授業科目の単位を認定しない。ただし、欠席が忌引き、感染症等を理由とするときには、欠席した当該授業分の受講に相当する措置を講じた上、出席とみなすことができる。この場合、当該授業科目の担当教員は、速やかに教授会に報告するものとする。

附 則

この申合せは、平成17年10月26日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

1 1 鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の成績等開示請求
及び異議申立てに関する規則

平成22年2月10日
司 研 規 則 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針（平成22年1月7日教育研究評議会決定）及び鹿児島大学大学院司法政策研究科規則（平成16年司研規則第1号。）第14条の規程に基づき、鹿児島大学大学院司法政策研究科（以下「本研究科」という。）における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関し、必要な事項を定める。

(対応組織)

第2条 学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する対応は、教務委員会がこれを行う。

(開示請求)

第3条 本研究科の学生は、成績等の開示請求を行うことができる。

2 開示請求の対象は、当該学生の成績評価資料（当該学生が受けた試験の問題、答案、出題趣旨及び採点基準）並びに進級判定資料（教授会資料）及び修了判定資料（教授会資料）とする。ただし、国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則（平成16年規則第131号）に定める保存期間を満了したものについては、開示できない場合がある。

3 開示請求は、成績等を発表した日から起算して、原則として、7日間、受け付けるものとする。

4 開示請求を行う学生は、成績等開示請求書（別記様式第1号）を研究科長に提出しなければならない。

5 研究科長は、開示請求日から起算して、原則として、7日以内に、開示請求に対する回答書（別記様式第2号）により、回答を行うものとする。ただし、7日以内に開示できない場合は、開示できない理由等を、当該学生に説明するとともに、研究科長は、その状況を、教育・学生担当理事及び学生部長に報告するものとする。

(異議申立て)

第4条 本研究科の学生は、前条の開示結果又は開示請求によらず教学上の判定に不服のある場合は、異議申立てを行うことができる。

2 異議申立ては、随時、受け付けるものとする。ただし、進級判定及び修了判定に係るものについての受付期間は、判定の結果発表日から起算して、原則として、10日以内とする。

3 異議申立てへの回答に不服がある当該学生は、再異議申立てを行うことができる。

4 再異議申立ての受付期間は、異議申立ての回答を受理した日から起算して、原則として、7日以内とする。

5 異議申立て又は再異議申立てを行う学生は、異議申立書・再異議申立書（別記様式第3号）を研究科長に提出しなければならない。

- 6 研究科長は、異議申立て及び再異議申立てについて、教務委員会による調査等に基づき、申立ての日から起算して、原則として、7日以内に、異議申立て・再異議申立てに対する回答書（別記様式第4号）により、回答を行うものとする。
- 7 研究科長は、前項の調査等により過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等、7日以内に解決が困難な場合は、当該学生に状況を説明するとともに、その内容を、学長、教育・学生担当理事、危機管理室長、監事及び学生部長（以下「学長等」という。）に報告し、対応について協議するものとする。

（組織的調査）

- 第5条 研究科長は、異議申立て又は再異議申立てに伴う調査等の結果、過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等は、直ちに、過失又は疑義の発生原因が特定される時期まで遡って、組織的に調査等を行うものとする。
- 2 前項の調査等は、その開始日から、原則として1月以内に終了するものとし、調査終了後、研究科長は、速やかに、調査等の結果を学長等に報告するものとする。ただし、調査等に時間を要する場合は、適宜、進捗状況を報告するものとする。
 - 3 研究科長は、当該学生に対し、適宜、途中経過を説明するとともに、調査等終了後に、その結果を説明するものとする。

（結果報告等）

- 第6条 研究科長は、第3条第5項並びに第4条第6項及び第7項に該当する事案が解決した場合は、遅滞なく、第3条第5項及び第4条第6項については、教育・学生担当理事及び学生部長に、第4条第7項については、学長等に報告するものとする。
- 2 研究科長は、調査等の結果、成績評価等における重大な過失又は疑義が判明した場合は、成績評価基準、進級判定基準等の全ての教育の在り方について、点検・見直しを行うものとし、重大な過失が判明した場合は、併せて学外有識者等による検証を実施するものとする。

（雑則）

- 第7条 この規則に定めるもののほか、学生の成績等開示請求及び異議申立てに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

成績等開示請求書

司 法 政 策 研 究 科 長 殿

専攻名：_____

学籍番号：_____

氏 名：_____

連絡先（携帯）：_____

（メールアドレス）：_____

■開示請求内容

- 開示請求項目：
- ☐ 試験問題（ ）
 - ☐ 答案（ ）
 - ☐ 出題趣旨及び採点基準（ ）
 - ☐ 進級判定資料（教授会資料）（ ）
 - ☐ 修了判定資料（教授会資料）（ ）

その他：

()

平成 年 月 日

開示請求に対する回答書

殿

司 法 政 策 研 究 科 長

■回答内容

平成 年 月 日

異議申立書 ・ 再異議申立書

司 法 政 策 研 究 科 長 殿

専 攻 名 : _____

学籍番号 : _____

氏 名 : _____

連 絡 先（携帯） : _____

(メールアドレス) : _____

■ 申立ての内容

--

平成 年 月 日

（ 異議申立て ・ 再異議申立て ） に対する回答書

殿

司 法 政 策 研 究 科 長

■ 回答内容

1 2 鹿児島大学大学院司法政策研究科における試験答案等の取扱いに関する申合せ

平成 22 年 2 月 10 日

研究科教授会決定

この申合せは、鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則（平成 22 年司研規第 1 号）第 7 条の規定に基づき、試験答案等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第 1 試験答案等

この申合せで規定する試験答案等とは、学期末試験、追試験、再試験及び最終試験（論述試験）の答案とする。

第 2 試験答案等の返却等

- (1) 試験答案等は、成績発表後速やかにその複本を、当該学生に返却するものとする。
- (2) 試験問題（学期末試験、追試験、再試験及び最終試験（論述試験））、出題趣旨、採点基準は、成績発表後速やかに公表するものとする。

第 3 試験答案等の管理

- (1) 授業科目担当教員は、試験成績提出期限から 1 週間以内に、試験答案等原本を文書管理担当者に引き継ぐものとする。ただし、本学の非専任教員については、この限りではない。
- (2) 授業科目担当教員が、学生指導上、試験答案等の複本を必要とするときは、当該教員の責任において複写を行ったうえで研究室において管理する。
- (3) 授業科目担当教員が、試験答案等原本を文書管理担当者に引き継いだ後、当該原本が必要となったときは、文書管理担当者から受領し、使用後は速やかに返還するものとする。

附 則

この申合せは、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

1 3 鹿児島大学大学院司法政策研究科における最終試験に関する細則

〔平成 18 年 7 月 12 日〕
司 研 細 則 第 1 号

(目的)

第 1 条 この細則は、鹿児島大学大学院司法政策研究科規則（平成 16 年司研規則第 1 号。以下「規則」という。）第 9 条の規定に基づき、最終試験に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 最終試験を実施するため、鹿児島大学大学院司法政策研究科に最終試験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項の委員会は、鹿児島大学大学院司法政策研究科教授会により、教授会の構成員の中から選任された者をもって組織する。

(受験資格)

第 3 条 最終試験を受験できるのは、鹿児島大学大学院司法政策研究科において、3 年次在学し、修了要件単位 96 単位以上を修得した者に限る。

2 前項の単位数には、必修科目 68 単位、選択必修科目 4 単位以上を含む選択科目 28 単位以上が含まれ、かつ、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の科目が合計 33 単位以上含まれていなければならない。

3 最終試験で不合格になった場合には、規則第 6 条第 2 項の規定に基づき在学期間を 1 年延長し、その在学期間内に最終試験を受験することができる。

4 最終試験の再試験は、原則として行わない。

(試験の方法)

第 4 条 最終試験は、原則として口述試験及び論述試験の方法によって行なう。

(修了認定)

第 5 条 委員会による最終試験の判定は、合格、不合格をもって行なう。

2 委員会は、前項の判定結果を鹿児島大学大学院司法政策研究科教授会に報告し、教授会が合議のうえ、修了認定をする。

附 則

この細則は、平成 18 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成 21 年 3 月 13 日から施行し、平成 21 年 3 月 1 日から適用する。

2 平成 18 年度以前に入学した者については、改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

1 4 鹿児島大学大学院司法政策研究科における法学既修者の単位認定に関する申合せ

平成 20 年 12 月 10 日

教 授 会 決 定

この申合せは、鹿児島大学大学院司法政策研究科規則（平成16年司研規則第1号）第4条の2第2項の規定に基づき、法学既修者の単位認定に関し、必要な事項を定める。

1. 法学既修者の単位認定方法

法学既修者の単位認定は、法学既修者認定試験により行う。

2. 法学既修者の単位認定科目

法学既修者については、法学既修者認定試験の結果に基づき、以下に掲げる法律基本科目について、30単位を上限に単位認定を行う。

憲法A/B（4単位）、行政法A/B（4単位）、民法A/B/C/D/E（10単位）、民事訴訟法（4単位）、
刑法A/B（4単位）、刑事訴訟法A/B（4単位）、商法A/B（4単位）

附 則

この申合せは、平成21年4月1日から実施する。

15 鹿児島大学大学院司法政策研究科における9月修了の修了認定科目に関する申合せ

平成20年4月9日

教授会決定

この申合せは、鹿児島大学大学院司法政策研究科規則（平成16年司研規則第1号）第9条の規定に基づき、9月修了における修了認定の対象となる科目に関し、以下のとおり申合せらる。

1 9月修了における修了認定の対象となる科目

9月修了において修了認定の対象となる科目は、修了年度の前期までに開講された科目とし、集中講義期間に開講される科目は含まないものとする。

附 則

この申合せは、平成20年4月9日から実施し、平成20年4月1日から適用する。

16 鹿児島大学大学院司法政策研究科学資金返還免除候補者選考規則

〔平成18年9月13日〕
司研規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学大学院学資金返還免除候補者学内選考規則（平成17年規則第5号。以下「学内選考規則」という。）に基づき鹿児島大学大学院司法政策研究科学資金返還免除候補者の選考に関し必要な事項を定める。

(選考)

第2条 司法政策研究科に在学する学生のうち、返還免除候補者として推薦すべきものの選考は司法政策研究科拡大学生生活委員会が行う。

2 拡大学生生活委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 司法政策研究科学学生生活委員会委員

(2) 司法政策研究科選出の鹿児島大学大学院学資金返還免除候補者学内選考委員会調査専門委員会委員

(3) その他司法政策研究科長が必要と認めた者

3 拡大学生生活委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(返還免除申請手続)

第3条 返還免除を申請しようとする者は、所定の業績優秀者返還免除申請書を研究科長に提出することにより願出するものとする。

(選考方法)

第4条 返還免除を申請しようとする者の選考は、学内選考規則第5条に定める業績の種類のうち授業科目の成績およびその他の評価項目により総合的に評価して行う。

2 前項の評価項目に基づく評価基準は別に定める。

(返還免除候補者)

第5条 返還免除候補者は、推薦枠内で決定する。

(返還免除候補者の推薦)

第6条 司法政策研究科長は、拡大学生生活委員会の報告を受け、学内選考規則第4条の定めるところにより、返還免除候補者の選考結果につき推薦順位をつけて学長に推薦する。

附 則

この規則は、平成18年9月13日から施行し、平成16年度の第一種学資金の採用者から適用する。

17 鹿児島大学大学院司法政策研究科法務学修生に関する要項

平成19年3月7日
教授会決定

(趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学大学院司法政策研究科規則（平成16年司研規則第1号）第12条第2項の規定に基づき、法務学修生の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(資格)

第2 本研究科において法務学修生として在籍できる者は、本研究科を修了した者とする。

(出願)

第3 法務学修生として在籍を志願する者は、所定の願書に必要事項を記載し、本研究科の指定する期日までに研究科長に申請しなければならない。在籍の継続を希望する場合も同様とする。

(在籍の許可)

第4 前条の志願者については、教授会の議を経て、研究科長が在籍を許可する。

(在籍期間)

第5 法務学修生の在籍期間は、前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）のそれぞれ6ヶ月とする。

2 在籍の継続を希望する者は、期間の延長を申請することができる。ただし、本研究科を修了後5年を超えて在籍することはできない。

(学修施設使用料等)

第6 法務学修生として在籍を許可された者は、1期（6ヶ月）につき学修施設使用料30,000円を納めるものとする。既納の学修施設使用料は返還しない。

2 前項の学修施設使用料は、本研究科修了後、引き続き法務学修生となる場合、最初の期（4月～9月）については、これを免除する。

(施設利用等)

第7 法務学修生は、本研究科教授会の定めるところにより、研究施設を利用することができる。ただし、法務学修生の故意又は過失により、研究施設等に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、法務学修生に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年5月13日から実施する。

鹿児島大学法科大学院
修学の手引き 平成22年度入学生用＝
Introduction to Kagoshima University Law School 2010

2010年3月 初版第1刷 発行

編著者

鹿児島大学法科大学院

発行者

鹿児島大学法科大学院

〒890-0065

鹿児島市郡元1-21-30

© 2010, 鹿児島大学法科大学院

Printed in Japan

